

## 【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時35分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、古田委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、2月2日から2日間、外務省へ米軍機の低空飛行訓練に関する対応状況等について、また、神奈川県庁へ再生可能エネルギーの取り組みについて調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

### 【提出予定議案等】(別添資料①②③)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算
- 議案第57号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について
- 議案第58号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第71号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第3号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

### 【報告事項】

- 平成24年度新規事業の採択結果について(別添資料④)

吉岡警察本部長

私から、最近の治安情勢と県警察が取り組む本年の主要施策について報告いたします。

初めに、県内の治安情勢等について説明いたします。

昨年の刑法犯認知件数は6,492件で、8年連続で減少し、ピーク時である平成15年当時と比べておおむね半減しましたが、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が増加しているほか、子供、女性を対象とした声かけ、つきまとい等の不審者情報は依然として多く、県民が肌で感じる体感治安という観点からは、いまだ県民の求める水準には達していないものと認識しております。

交通事故につきましても、発生件数、負傷者数は7年連続で減少し、死者数は4年連続で50人を下回ったものの、昨年は一昨年と比べ5人増の49の方が交通事故で亡くなるなど、交通情勢は依然として厳しいものと認識しております。

一方、東日本大震災の被災状況をかんがみ、危機管理担当機関である県警察としては、南海地震や東海、東南海を加えた三連動地震が発生した場合、迅速・確な初動対応がとれるよう十分な備えをしておかなければならないと考えております。

このような情勢下、県警察では、本年の運営指針を「県民とともに歩む力強い警察～安全・安心とくしまの実現～」と定め、さらなる治安の強化に取り組むこととしております。

それでは、以下、運営重点5項目について説明いたします。

第1は身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保であります。

平成15年以降、身近な犯罪の抑止のため、県警察が組織の総力を挙げて街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合対策に取り組んだ結果、昨年中の街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数はピーク時と比べて4割以下になったところであります。

しかし、現下の不安定な経済雇用情勢は、今後、少なからず治安に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、本年も街頭活動の強化等を柱に、県民の安全・安心を確保するため、身近な犯罪の抑止と検挙に向けた諸対策を推進することとしております。

県警察では犯罪の起きにくい社会づくりに向けた諸施策を推進しているところであり、本年も、県民に対し、不審者情報や犯人検挙の情報等をタイムリーに提供するとともに、防犯ボランティアの活動に対する支援、防犯効果の高い街路灯や防犯カメラの設置について関係事業者等に働きかけるなど、犯罪抑止のための取り組みを推進してまいります。

また、昨年に増加した転じた振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害防止と実行犯の検挙対策、非行少年に対する立ち直り支援等の少年非行防止対策、被害者支援の充実等、県民の安全・安心の確保に向けた幅広い活動を推進してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

昨年中は、小松島市内のスーパーマーケットにおける持凶器強盗事件、徳島市内の古物店における持凶器強盗事件、鳴門市内における拳銃使用の殺人未遂事件等、50件の重要犯罪を認知し、検挙人員は34人、検挙率は72%でありました。本年も、これら犯罪が発生した際は、組織の総力を挙げた初動捜査を展開するとともに、遺留DNA、防犯カメラ映像等の客観的資料の収集に配意した捜査を推進し、事件の早期解決に努めてまいります。

また、平成13年4月に発生した徳島市内における親子連続殺人・放火事件被疑者小池俊一に対しては、追跡専従特別捜査体制を編成し、全国に捜査の手を広げているところであり、引き続き、早期検挙に向け、情報収集や追跡捜査を強化することとしております。

構造的不正に対する取り組みでは、昨年、中央病院職員らによる贈収賄事件、第17回統一地方選挙における選挙違反事件等を検挙したところであります。本年も、贈収賄事件等のいわゆる知能犯罪に対する情報収集を強化するとともに、各種の刑罰法令を多角的に適用して、その摘発に努力してまいります。

暴力団対策では、昨年4月に徳島県暴力団排除条例が施行され、県民への周知徹底に努めているところであり、引き続き、幹部の検挙、組織の資金源遮断等、暴力団組織の壊滅に向けた対策を強化するとともに、条例を積極的に適用するなど、社会全体で暴力団を排除するための施策を強力に推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止であります。

冒頭申し上げたとおり、近年、交通事故は、発生件数、負傷者数とも減少しているものの、いまだ多くの方々が悲惨な交通事故で亡くなられており、交通死亡事故抑止のため、さらなる取り組みが必要と考えております。昨年発生した交通死亡事故の特徴は、高齢者の死者数が32人で、交通事故死者数の約3分の2を占めていること、夜間の事故で、交通事故死者数の半数以上の25人が亡くなっていること等が挙げられます。そこで、本年も交通死亡事故の抑止を最重点として、関係機関・団体等との連携をより強化し、高齢者等に対する交通安全教育を初め、安全・安心な交通環境に資する交通安全施設の整備、悪質・危険・迷惑性の高い違反に対する指導取り締まり、効果的な運転者講習等を推進し、交通事故を1件でも減少させるべく努力してまいります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化であります。

まず、東日本大震災への対応については、震災発生後、県警察から被災地へ、本日までに延べ546人、509日の派遣を行っているほか、2月からは3人の警察官を岩手県警察へ特別出向させるなどの対応しております。県警察では、こうした特別派遣を通じて得た震災現場での活動経験等をもとに、大地震が発生した場合に、迅速・的確な初期対応ができるよう、災害対策用資機材の整備を図るとともに、南部圏域防災訓練等に参加するなど、災害警備活動の練度の向上と防災関係機関との連携強化を図っているところであります。

引き続き、自然災害はもとより、事故やテロ等の事態を想定し、初期対応や装備資機材習熟等の訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

第5は、現場執行力と警察活動基盤の強化であります。

職員の世代交代が進む中、県警察では、精強な第一線警察構築のための総合プランを策定し、初動活動の充実強化や若手警察官の早期戦力化に向けた諸施策を推進しております。

今後とも、限られた人員により最大限の成果が挙げられるよう、現場執行力の強化に資する人事配置などを推進して警察基盤の強化に努めてまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策等について説明しましたが、厳しい治安情勢のもと、安全・安心とくしまの実現に向けて、組織の総力を挙げて努力してまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、県警察に対する御意見、御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

鹿山警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料に基づきまして、平成24年度当初予算案について、御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、平成24年度警察本部当初予算額は207億5,932万5,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして1億1,175万円、率にいたしまして0.5%の増額となっております。その財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

なお、前年度の6月補正後の予算額の比較につきましては、配付資料1のとおりで、金額にいたしまして2億 8,312 万 1,000 円、率にいたしまして 1.3%の減額となっています。

次に、5ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、公安委員会費として 1,461 万 6,000 円を計上しています。内訳は、公安委員3名の報酬として 599 万 8,000 円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費が 861 万 8,000 円です。

次に、警察本部費は 179 億 8,385 万 9,000 円を計上しています。内訳は、給与費が 164 億 6,136 万 4,000 円、警察本部及び警察署の運営等に要する経費が 15 億 2,249 万 5,000 円です。

次に、警察施設費は、1億 3,978 万 6,000 円を計上しています。内訳は、交番・駐在所等整備事業費として 9,139 万 8,000 円、警察署整備事業費として 4,738 万 8,000 円、警察職員宿舍整備事業費が 100 万円です。

続きまして運転免許費は6億 6,809 万 9,000 円を計上しています。内訳は、運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費として4億 8,809 万 9,000 円で、自動車運転免許センター等の整備に要する経費が1億 8,000 万円です。

続きまして、恩給及び退職年金費は、恩給受給者に対する恩給等に要する経費で 5,608 万 3,000 円を計上しています。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として総額で 18 億 9,688 万 2,000 円を計上しています。その内訳は、警察装備費が1億 8,704 万 6,000 円で、警察装備品の整備及び運営に要する経費です。

一般警察活動費は、5億 1,064 万 5,000 円で、交番・駐在所等の地域活動等に要する経費です。

刑事警察費は、2億 2,602 万 6,000 円で、これは犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費です。

交通指導取締費は、2億 905 万円で、これは交通事件・事故捜査及び交通指導取り締まりに要する経費です。

交通安全施設整備事業費は、国庫補助対象事業として、信号機の高度化、エリア対策等に要する経費が 1億 8,746 万 2,000 円、県単独事業として、交通信号機の整備、道路標識・標示の更新などに要する経費が 2億 1,742 万 9,000 円、交通安全施設の電気代、回線専用料及び維持補修に要する経費が3億 4,906 万 2,000 円で、総合計7億 5,395 万 3,000 円を計上しています。

道路交通情報提供費は 1,016 万 2,000 円を計上しており、これは車両の通行に必要な情報を県民に提供する業務を委託するための経費です。

続きまして、7ページをお開きください。

債務負担行為について御説明いたします。

まず、警察署整備事業工事請負等契約は、板野警察署の耐震改修工事を平成 24 年度から2カ年で予定しており、平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為で、債務負担行為期間中に要する経費として1億 7,192 万 5,000 円を計上しています。

続きまして、警察本部庁舎防災機能強化事業工事請負等契約は、本部庁舎の無停電電源装置の更新と自家発電燃料送油ポンプの移設工事を平成 24 年度から2カ年で予定しており、平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為で、債務負担行為期間中に要する経費として2億 3,051 万円を計上しています。

次に、自動車運転免許センター等整備事業工事請負等契約は、新たな自動車運転免許センターを旧徳島空港旅客ターミナルビルに移転すべく準備を行っており、ターミナルビルの改修工事を平成 24 年度から2カ年で予定しています。

平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為で、債務負担行為期間中に要する経費として12 億 2,200 万円を計上しています。

次に、通信指令システム電子計算機等賃貸借契約についてでございますが、通信指令システムにつきましては、平成 19 年度に更新されたシステムで、現行システムを更新して、平成 25 年度から新システムの運用開始を予定しています。関連機器等の賃貸借契約に係る債務負担行為で、平成 25 年度から平成 29 年度までの5カ年の債務負担行為期間中に要する経費として8億 4,742 万 4,000 円を計上しています。

続きまして、緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約についてでございますが、緊急配備支援システムにつきましては、平成 17 年度より運用を開始しており、現行システムを更新して、平成 25 年度から新システムの運用開始を予定しています。関連機器等の賃貸借契約に係る債務負担行為で、平成 25 年度から平成 29 年度までの5カ年の債務負担行為期間中に要する経費として2億 7,720 万円を計上しています。

最後に、指紋情報管理システム電子計算機等賃貸借契約についてでございますが、指紋情報管理システムにつきましては、平成 19 年1月に更新されたシステムで、現行システムを更新して、平成 25 年度から新システムの運用開始を予定しています。関連機器等の賃貸借契約に係る債務負担行為で、平成 25 年度から平成 30 年度までの6カ年の債務負担行為期間中に要する経費として3億 5,727 万 9,000 円を計上しています。

以上、平成 24 年度当初予算案並びに債務負担行為につきまして、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

お手元の資料の8ページでございます。

地方警察官の定員については、国が警察法施行令において、都道府県警察ごとの定員の基準と階級別定員の基準を定めております。

このたび、国の平成 24 年度当初予算案において、全国の地方警察官 626 人の増員が認められたことから、警察法施行令が改正され、本県警察官の定員の基準が7人増加されることとなっております。これを受けまして、徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正し、本県警察官の定員を7人増加するものであります。

具体的には、警部の定員を 150 人から 151 人、警部補の定員を 421 人から 423 人、巡査部長の定員を 434 人から 436 人、巡査の定員を 446 人から 448 人、合計の定員を 1,525 人 から 1,532 人に改正するも

のです。

以上が、条例案の内容でございます。

なお、条例の施行日は、本年4月1日を予定しております。

#### 山口交通部長

私からは、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の説明資料9ページをごらんください。

平成23年12月26日に、道路交通法施行令第43条に規定する免許等に関する手数料の額が改正されたことに伴い、これを標準として本県の運転免許試験等の手数料の額を改正するほか、道路交通法施行規則第30条の13に運転経歴証明書の再交付の申請が新たに追加されたことから、再交付申請に係る手数料の額を定めるものであります。

今回改正します手数料につきましては、10ページから18ページの別表に示しておりますが、中でも県民の方に深くかわりのある手数料の改正について御説明いたしますと、指定自動車教習所卒業者の普通免許に係る試験手数料が1,850円から1,600円に減額、免許証交付手数料が2,100円から2,050円に減額、免許証再交付手数料が3,650円から3,600円に減額、免許証更新手数料が2,550円から2,500円に減額、更新時講習手数料につきましては、優良運転者は700円から600円に、一般運転者は1,050円から900円に、違反運転者等は1,700円から1,500円にそれぞれ減額しましたほか、運転経歴証明書の再交付手数料として1,000円を新設するものでございます。

なお、本条例は、本年4月1日から施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 今井首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料19ページをごらんください。

交通事故が2件でございます。

1件目は、平成23年8月25日、鳴門警察署の捜査用車両が前方の信号待ちなどのため、停車中の車両に追突した人身事故でございまして、対人損害に係る県の賠償金額を36万489円と決定し、和解いたしました。

なお、対物損害については、さきの議会に報告いたしましたとおり和解済みでございます。

2件目は、平成23年9月30日、鳴門警察署の捜査用車両が駐車場の支柱に設置されている排煙装置と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を11万4,450円と決定し、和解いたしました。

なお、この2件については、県警察が加入しております任意保険により支払っております。

専決処分の報告は、以上でございます。

#### 鹿山警務部理事官

私からは、説明資料の2に基づきまして、2月補正予算の先議分について御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございますが、3,010万円の増額補正予算を計上しています。

その財源としましては、括弧書きのとおり地方債1,500万円と一般財源1,510万円となっております。

次に、資料の2ページをお開きください。

主要事項について説明します。

警察施設費として2,110万円を計上しています。内訳については、警察署整備事業費で警察本部庁舎防災機能強化事業の設計費です。

また、警察活動費として900万円を計上しています。内訳は、県単独事業費で、リチウムイオン電池を装備した信号機用電源付加装置の経費です。

続きまして、3ページをお開きください。

繰越明許費案について、御説明いたします。

まず、上段の警察署整備事業費につきましては、工事実施時期の決定に際して、本部各課の業務運営の日程調整など、計画の諸条件の取りまとめに不測の時間を要するおそれがあることから、繰越予定額2,110万円を計上しています。

また、交通安全施設整備事業につきましては、工事箇所の選定や実施時期の日程調整など、計画に関する諸条件のとりまとめに不測の時間を要するおそれがあることから、繰越予定額900万円を計上しています。

以上、平成23年度一般会計予算案並びに繰越明許費案につきまして、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

警察本部における平成24年度新規事業の採択結果について御説明申し上げます。

警察本部においては、平成24年度当初予算に向けた新規事業要求として、大規模災害時警察緊急支援員登録事業、「トクトク事業」事業者団体との協働による犯罪の起きにくい社会づくり事業の2事業を提出し、採択されたところです。

大規模災害時警察緊急支援員登録事業は、三連動地震等の大規模災害発生直後の初期段階において、警察職員OBに警察本部、警察署又は交番等で相談業務等のデスクワークに従事してもらい、大規模災害発生時の警察業務の後方治安・体制補完に貢献してもらおうという事業でございまして、発災後、直ちに実働できるように、警察職員OBをあらかじめ警察緊急支援員に登録しておくものです。

また、事業者団体との協働による犯罪の起きにくい社会づくり事業は、県民の自主防犯意識の高揚、防犯活動への参加を促すため、警察が各種事業者団体、徳島県宅地建物取引業協会、徳島県商工会議所連合会と防犯協定を締結して連携し、双方のネットワークを活用した防犯情報提供や被害防止啓発活動を展開するというものです。

寺井委員長

報告事項は以上のとおりです。

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

長尾委員

おはようございます。

今、御説明いただいた中で、3番目に交通死亡事故の抑止というのがありまして、その中で(2)に安全・安心な交通環境の整備というのがありました。その中で、私の住んでおります矢三に障害者の方々のための障害者交流プラザがございます。そこにはいわゆる身体障害者の方、視覚、聴覚障害者の方が多く利用されるわけですが、そういう交通弱者といった方々への配慮ということで、私も視覚障害者の方にとってピコピコと音が鳴る信号機の設置を要請し、このたび設置されるとともに、あわせて新聞にも報道されておったのですが、全国初のLEDを使った交通弱者のための表示というのでしょうか、そういうものがマスコミでも報道されておりましたけれども、実証実験ということを聞いておりますが、この効果がどういったものなのか。また、今後どういうふうに県内外に展開していくおつもりかお伺いしたいと思います。

山口交通部長

委員御指摘のとおり、1月23日に県立障害者交流プラザ前信号交差点に、白色LEDを表示部に埋め込んだ試作機を3個設置し、わかりやすさ等の実証実験を開始したところであります。おおむね6カ月間の予定で実証実験を開始いたしております。

従来の押しボタンというのは、押しボタンを押しますと、表示部にお待ちくださいと赤色で点灯し、押しボタンを感知したことを表示しておりましたけれども、今回の試作機は表示部の赤色を白色に変更したものでございます。

県警察といたしましては、これまで、警察庁仕様で表示部の色が赤色と規定されておりましたけれども、平成21年に当該規定が廃止されたことから、従来から黒の下地に赤色は見えにくいと言われている、いわゆる色覚に障害のある方等も含め、よりわかりやすい表示方法等について検討を重ねてまいりました結果、今回の実証実験となったものでございます。

色覚に障害のある方や屋外でサングラスを使用している方などから早期に実用化を望む声をいただいているほか、今後、県立障害者交流プラザ等の協力を仰ぎ、利用者等の意見を参考に県立工業技術センターの協力を得て、改良を重ね全国に先駆けて製品化を目指していく所存であります。

これによりまして、県警察としても、カラーユニバーサルデザインがより広まることを期待しているところでございます。

長尾委員

カラーユニバーサルデザインということで、昔は色盲という表現をしております、私らも小さいころは学校でそういう検査をしておりましたが、今はやっていないようでございます。そういう中で、特に女性よりも男性



のほうが色覚補正をしなくてはいけない方が多い。20人に1人はそういう方がいるとも言われている。

赤が赤に見えないという中で、非常に大事なことだと思っています。

大阪にいる私のいとこに、そういう色覚補正の眼鏡の研究をしている人がいまして、全米の眼科学会でもこういう問題が取り上げられたようではありますが、徳島の事例を大阪の色覚補正にかかわっている者に資料として伝えたのですが、大変いいことだということで大阪でもぜひこういうことを広めたいという話をしておりまして、うれしい限りでございました。

ぜひ、この信号機を全国に発信してもらえたらと思うのですが、この信号機の開発はどちらでやっているんですか。

#### 山口交通部長

これは県警の交通規制課のほうで担当者がいろいろと考えまして、よりよいものはないかということで白色LEDがありましたものですから、実験をやってみると、非常に見やすいということで今回の試作になったということでございまして、主に県警で開発しているものでございます。

#### 長尾委員

県内の関係者の活性化になればいいと思うし、交流センターとか県内の業者さんと連携をとって、こういうことが全国に展開できるように、警察でもバックアップをしていただければと要請しておきたい、このように思います。

同じく交通事故の死亡の抑止ということで、効果的な運転者施策の推進というのがあるんですが、交通事故の6割が、今の交通社会では加害者にもなり被害者にもなる可能性があるわけでありまして。その中で、交通事故で最も多いのがむち打ち症ということだと思んですが、むち打ち症について、なかなか事故当時は症状がわからない。特にむち打ち症というのは、その後の後遺症、影響というのがなかなかわからない。もちろん医学的な取り組みもあって治る。しかしながら、なかなか治らない。目に見えないという中で、脊髄液減少症という、脊髄液が漏れるという症状、そして、いろいろ体に変調を来す。これがなかなかわかりにくい。その後の保険の支払い等々の問題等で、この判断というものが非常に難しい。さらには、ブラッドパッチという治療法など、専門家でないのでもわかりませんが、そういったことの保険適用という問題が国でも議論されている。大分研究も進んできていると聞いておりまして、こういう患者の方が活動を展開して国のほうも動きかけてきているところがありますが、その中で、私も免許証の書きかえのときには、大原町の運転免許センターで悲惨な、交通事故を起こしたら大変なことだという啓発用のPR映画を見るわけですが、しかしながら、交通事故のむち打ち症とか、脊髄液減少症といったそういったことについての説明を受けた覚えがない。

交通事故で最も多いむち打ち症に対する理解、認識というのを一義的には警察が現場で対応するし、免許証交付、交通事故の抑止、実際あった場合の対応といったことについて、まずは警察関係者の方がこの脊髄液減少症、漏れる症とも言うようでありましてけれども、そういったこの症状に対する理解を深めることが必要だと思うし、できれば、免許センター等で1つの教育項目に入れるということも、今後、新しい時代のあり方として、検討すべきではないかとこのように思うんですがいかがでしょうか。

## 山口交通部長

委員御指摘の脳脊髄液減少症につきましては、比較的新しい疾患概念とのことでありまして、本疾患に対する警察官の認識というのは必ずしも高くないものと考えているところでございます。

同疾患につきましては、委員からも御指摘がありましたけれども、体に強い衝撃を受けることによりまして、脳脊髄液が漏れ、頭痛、首や背中、あるいは腰の痛み、めまい、吐き気等のさまざまな症状が複合的に発現するもので、交通事故やスポーツ障害等で発症するものであると承知いたしております。

そこで、交通部では、2月9日、各警察署等で交通事故捜査に当たる警察官に対しまして、脳脊髄液減少症の沿革や症状、県のホームページに掲載されている県内の同疾患の診療が可能な病院を紹介する資料を作成、配付し、同疾患に対する理解を深める教養を実施したところでございます。

こういった警察官に対する教養でございますけれども、今回、2月9日に資料を発出いたしておりますが、全員を集めての教養は行っておりませんものですから、今後、同疾患について、当然、県民の方の認識が高まり、あるいは、警察の対応も重要性がより増してくるであろうということも予想されます。

したがいまして、専門的な知識を有する関係機関と連携をして、交通課長会議等の可能な限りの機会を設けて教養に努めてまいりたいと考えております。

そして、交通事故の現場で被害者の方の心情に配慮をして対応ができるように教養を進めてまいりたいと考えております。

## 長尾委員

同僚の大西議員が本会議でこの問題を取り上げて、県としても知事からホームページでそういう医療機関を紹介して、啓発に努めるという答弁がありまして、早速、そういう動きの中で、警察も敏感に対応していることを評価するところでございます。

今後、具体的に、先ほど申し上げましたように、運転免許センターで更新のときに、免許証保持者に対して、こういう脳脊髄液減少症といった症状、これは一番多いわけですから、しかもその後遺症で悩んで苦しんでいる人が大変多いという状況からすると、まず、警察官の方がきちんとした理解、認識を持ち、そして、その啓発、PRを図っていくことが交通死亡事故抑止にもつながると、このように思いますので、ぜひ、鋭意取り組みを強く要請しておきたいと思えます。

最後に、5番目の現場執行力と警察活動の基盤の強化の(2)時代の変化に対応する警察の構築というのがあるのですが、冒頭、警察本部長のほうから、警察行政の報告の中で、本県は犯罪も減ってきているというお話がありました。

その中で、本県は高齢化先進県ということで、全国よりも10年高齢化が早いと言われている。警察署、駐在所、交番、そういったところに入出入りする方も多い。その方々の中には女性の方もおられる。高齢者もおられる。そういったことを考えると、いわゆるトイレの問題については、最近、かなり全国、県内の地域にそれぞれ各種のコンビニが設置されて、ある意味、コンビニがその地域のトイレを提供するという役割があって、コンビニでも積極的にトイレを開放している。

もちろんトイレの開放については、犯罪の多い都市部とそうでない地域で違いがあると思うんですけど

も、本県はある意味、犯罪が少ない中で、高齢化という意味において、県内の警察署、駐在所、交番、そのトイレについて開放するという考え方はどうなのでしょう。もちろん警察は捜査という危機管理上の一面もあるわけですが、今の時代にそういう高齢者の方、もしくは女性、また、いろんな捜査などで聞き取りをする段階で、例えば女性トイレが設置されているのかどうか、その状況についてお知らせいただきたい。

乾会計課長

女性トイレ等を設置されているのかという御質問でございますが、警察署における男女別トイレ、洋式トイレの整備状況について御説明いたします。

男女別トイレの整備状況につきましては、警察署は15署すべて整備されております。なお、身障者用など多目的トイレの整備状況につきましては、10警察署、洋式トイレの整備状況につきましては、7警察署が整備済みでございます。

また、委員御質問の外来者に対応しているトイレの有無でございますけれども、警察の場合は外来者専用というようなトイレは設けておりません。警察署につきましては、15署が外来者の対応できるトイレを設置しております。駐在所につきましては、105カ所のうち52カ所、交番につきましては26カ所すべて外来者対応トイレは設置しておりません。検問所については1カ所設置しているという状況でございます。

長尾委員

県内の警察署は全部対応できているという話で、しかし、交番はゼロ、駐在所は半分くらいということですが、基本的にこのトイレの開放について、警察の認識はどうでしょうか。

松岡生活安全部長

ただいまの交番、駐在所の件でございますけれども、交番では勤務員が不在の場合や保安上の問題がある場合を除きまして、原則、来訪者の方にトイレを開放いたしております。

特に、届出や相談等で来訪された方、また、緊急を要する場合など必要に応じて積極的に使用していただいているところであります。

また、駐在所につきましても、来訪者用のトイレが半分くらい設置されておりますので、そちらを使っていたところがございます。

なお、未設置の駐在所につきましても、子供さんや女性、あるいは老人の方など来訪者が緊急やむを得ない場合、こういう場合につきましても、居住部分に設置しているトイレを使用していただくというふうに、勤務員の奥様にもそういうところをお願いをいたしまして、対応していただいているところでございます。

長尾委員

警察署は職員がたくさんいるからできる。駐在所は奥さんの御協力を得ると、なかなか私的なスペースという問題もあって、御苦勞もあるかと思うんですが、地域に親しまれる駐在所さん御夫妻という形で言えば、好ましいことではないかと思えます。

問題はその交番が26カ所、それがゼロだと。ある意味、交番はまあまあ人が集まって、道を聞いたり、い

ろんな用途がある中で、交番も今後の施設整備という面では、やはりそういったトイレも提供できるような交番というのが、時代にあった交番ではないかとこのように思いますので、今後、このような指摘を受けて、どのように考えていきたいか、また、考えていくおつもりなのかお聞きしたい。

松岡生活安全部長

交番は、地域の安全・安心のための防犯拠点と考えております。その上で、先ほど申しましたように、届出や相談、あるいは急を要する場合など、こういう場合につきましては、勤務員用のトイレを利用させていただくこととしております。現時点での来訪者用に限ったトイレは、今のところなかなか設置は難しいところでございます。

今後は、新築、あるいは改築、こういうことにつきましては、面積の関係もございまして、レイアウト等を検討いたしまして、勤務員との兼用トイレを来訪者がより利用しやすい場所に設置するなどの利便性を図っていきたくと考えております。

長尾委員

交番の近くに一般のトイレがあるところもあるかもしれないし、その辺は地域によってそれぞれ違うかと思いますが、ぜひ、今言われたような考え方で、交番も県民に親しまれる、そういう意識をして、今後の施設整備を図っていただきたいと要望して終わります。

児島委員

簡単に1つだけお聞きしたいと思います。

御説明をいただいた中で、震災対策もいろいろと準備を進められておるわけですが、きょう御説明のありました警察本部の庁舎の防災機能強化事業、この詳しい内容につきまして、お聞きをしたいと思います。

乾会計課長

この1月に県のほうから津波の暫定予測、浸水予測が出ました。また、県警ではこれより以前、平成16年の津波の予測図をもとにいろいろと対策も講じてきております。

1点目については、屋上に停電時の発電機がございまして、その発電機が故障しているものについては直し、更新と申しますのは、平成元年に本部庁舎ができたときの設備でございまして、テスト運転等はしておりますけれども、いざというときに動かせるように、更新をしていきたいというのがその1つです。

2点目については、この自家発電機が稼動する前に一瞬停電が起こります。この状態が続けば、交通管制センターの制御であるとか、通信の制御などが全く作動しなくなりますので、無停電電源装置という設備があります。これも、県警本部庁舎ができた当時のものでございまして、更新していこうというのが2点目です。

3点目につきましては、屋上に自家発電機があるのですが、その燃料を送油するポンプが地下1階にございます。その地下に設置しているポンプを上方へ移設しようというのが3点目でございます。

これらを含めて、警察本部庁舎の機能強化事業ということで、このたび上程しております。

#### 児島委員

大体概要はわかりました。今回の議会にも警察署の整備事業が入っているわけでございます。

新しい警察署につきましては、耐震を考慮しておと思いますが、既に建っております県下の警察署につきましては、随時、震災を受けて、耐震化の対策も進めていただいていると思うのですが、今の現状とこれから耐震化を図っていかなければならない県下の警察署がどのくらいあるのか、その現状についてお聞かせいただきたいと思います。

#### 乾会計課長

耐震化の計画がどうなっているのかという御質問でございますけれども、昨年の6月に牟岐警察署の耐震工事が終了いたしました。

そして、平成24年度には、板野警察署の耐震工事を予定しております。県の計画によりますと、平成27年度までに、耐震工事を終えるということになっております。

残る耐震工事につきましては、石井警察署になっておりますが、平成27年度までには終了する予定で現在計画をしております。

なお、まだ耐震性が弱いという警察署は、美馬警察署、つるぎ警察署、吉野川警察署、阿波警察署、徳島東警察署がありますが、さきに言いました4つの警察署につきましては、今後、統廃合の計画もありますので、その様子を見てということで。また、東署につきましては、今後、移転改築ということも考えております。これらの5署につきましては、県の作成した耐震改修の計画の中には入っておりません。

今後、状況を見ながら、進めていかなければと考えております。

#### 児島委員

わかりました。5カ所につきましては、統廃合の関係もあるということでございますが、東北の大震災を見ましても、自衛隊、警察がやはり震災の中心にならなくてはならないと思いますので、その中心となる警察の耐震化というのは、早急に進めなくてはならない。議会のほうもそれらの予算につきましては、全面的に協力をしていきますので、その点十分に御協議をいただいて進めていただきたいと思います、それだけお願いして終わりたいと思います。

#### 古田委員

本部長のほうから若手警察官の早期戦力化に向けた諸施策を進めていくという報告があったんですけども、警察官の年齢構成について、団塊の世代の方々が多数退職されて、若い人が入っているんですけど、20代、30代、40代といったどのくらいの割合になっているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

#### 池田警務部長

若手ということ言いますと、30歳以下で見ますと、約29%を構成しております。

また、35歳以下で見ますと、約42%を構成しております。ですから、35歳未満の者が約4割を占めているという状況でございます。

古田委員

若い人が多いということで、早くいろんな経験も積んでいただいて、活躍をしていただく。そのためにいろんな施策を推進するということなんですが、具体的に挙げていただいたらどういふことがあるのか、教えていただきたいと思ひます。

池田警務部長

県警におきましては、大量退職等に伴う現場執行力の低下を見据えまして、平成17年に精強な第一線警察構築のための総合プランを策定しておりまして、ベテラン警察官によるマンツーマン指導、専門的な知識技能の伝承教養の実施、また、ロールプレイング方式によります実戦的な事案対応訓練の実施、若手警察官の自主研さん活動を組織的に支援する「すだちプロジェクト」の推進などに取り組んでいるところでございます。

また、採用時の教養、これは警察学校で行うものでございますが、警察学校のカリキュラムに実習を多く取り入れまして、教養の充実を図るとともに、警察学校と警察署等が連携しまして、職場実習を効果的に実施するなど、組織を挙げて、若手警察官の実務能力の向上、早期戦力化に努めているところであります。

古田委員

交通事故なども前の議会でも問題となりましたけれども、若い人の事故が多いということもありますので、そういったことも含めて、早期戦力化に向けて頑張っていただきたいと思ひます。

それと、捜査費の問題ですが、今、説明していただいた予算の中ではわかりにくいので、捜査費の予算と決算について過去どのようになっているのか。24年度はどのくらい予定されているのか、お聞きをしたいと思ひます。

乾会計課長

県費捜査費を24年度、どれくらい計上しているのかという御質問でございますけれども、1,850万円を計上しております。

過去5年間の県費捜査費の予算額と決算額については、平成19年から申し上げますと、いずれも予算額については1,850万円であります。

決算額につきましては、平成19年度が1,003万円、平成20年度が1,208万円、平成21年度が885万円、平成22年度が990万円、そして本年度の12月末の執行額でございますけれども754万円となっております。

古田委員

いろいろ過去には問題になってきたところだと思いますので、公正な執行に向けて取り組んでいただきたいと思います。

北島委員

この部屋に入ってきました、ちょっと以前と違うなと感じました。と言いますのは、以前、皆さんの胸にバッジがついておりますTPP、徳島プリフェクチャル・ポリスというバッジをつけられていたのですが、きょうは皆さんどなたもつけられていないということで、着装をやめられたのか、どういう理由があってやめたのか、わかる範囲でお伺いをしたいと思います。

鹿山警務部理事官

TPPでございますが、これにつきましては警察本部の庁舎内で、庁舎を管理するためのものでございまして、議会等につきましては、当然、つけてもよいのですが、内部の者ということで、今回は統一して着装していないということでございます。

北島委員

前は公安委員長に配慮があって、環太平洋連携協定というのが国政の争点になっておりますので、そういうこともあって、公安委員会は着用していないという御答弁だったのですけれども。きょうは、皆さんつけられていないので、私の発言がこういうふうに波及したのかなと思ったわけでございまして、これからの委員会はノーバッジで来られるということでしょうか。

今、本当に国政はTPPで大変な大騒ぎになっておりますので、県警のほうもかなりシビアに反応されたのかなと思いましたが、今後、この委員会では着装されないで、県警本部の中で識別されるということで、了解いたしました。

福山委員

先ほどの古田委員の質問に関連して、捜査費の関係なんです、ずっと下がってきてるわね。捜査費用が実際にかかっているのに、ややこしい分は出さないと。捜査員の方は、持ち出しなどがあるんじゃないんですか。どうなんですか、そのあたり。

乾会計課長

ただいま、福山委員のほうからは、捜査費の持ち出し、つまり、自腹を切っている捜査員がいるのではないかと御質問でございます。

警察組織といたしまして、自腹を切っていくということが、不適正な流用につながっていくような部分もありますので、県警が実施しております年4回くらいの監査のときでありますとか、また、県のほうにも監査をしていただいております。そして、局や本庁の監査もあります。また、加えまして、一昨年には会計検査院の検査もありました。

それぞれの監査、検査では、捜査員一人一人と面接いたしまして、自腹での支出につきましては、いさめているところでございます。

一時、捜査費の支出に関しまして、批判が強い時期もございましたけれども、今現在につきましては、監査の都度であるとか、それ以外でも指導教養をしておりますので、その効果もあって持ち出しはないという認識しております。

#### 福山委員

今後の県民の体感治安ということで一生懸命にやっていただいているので、県民は安心するんであって、今、だんだん厳しくなっているというのはわかるんですが、そのあたりできるだけ、警察官の方が、そんなに高い給料でもないし、正直言うと、そういうときに無理してする。そういう幅をもう少し警察全体として、こんなもの出すなというのではなくて、一応、全部出させて、十分に検討するような形にしないと、私は正直言って、一生懸命にやる人が自腹を切るような形で苦しいのであれば、かわいそうだと思う。県民のために活動してるんだから。最初から規制をかぶせて、こういう形のものを出すなと言うのではなくて、一応、出させて、そういう中で十分に内部検討をして、そういう支払いをすべきだと私は思います。そういうことをいろんな形で決めて最初から出すなというのではなく、実際にそういうことをやっているんですから、本部のほうで規制するのではなく、一応、ちゃんとした形で、私はやってあげるべきではないかと。一生懸命やっている人間、結局、そういう方たちが犯罪捜査をしてくれているんだから、そのあたりもう少ししっかりと、これは会計が中心となってやるのか、刑事部がやるのかわかりませんが、そのあたり、本部長はどう思いますか、それだけ聞いて、私は終わります。

#### 吉岡警察本部長

福山委員からいろいろとお話を伺いました。捜査費については、いろいろな制約があるのも事実と思いますが、犯罪捜査をするための必要な経費でございますので、どういふふうに使われるのか、ルールに従いつつきちんと捜査の実効が上がるようにしっかりとやっていきたいと思っております。

#### 乾会計課長

先ほど福山委員からの御質問に厳しく締めているというような形での御説明をしましたが、捜査費は公金であるということで、もちろん適正な執行をしなければならない。

それ以上に、今、本部長が申しましたように、必要なときにはどんどん使っていかなければいけないということで、指導の中には、こういう場合には使えますよというようなこともどんどん指導しておりますので、現実には捜査費の執行の額についてもふえてきていると感じております。

#### 竹内委員

今、福山委員のほうから御指摘があったように、私もそのように思っておりますので、必要な経費は堂々と使うということでこれからもやってほしいと思っております。一時期は、今の倍以上もあった捜査費がだんだん削られてきて、福山委員が言われたように、自腹を切っている方がいるということを私自身も聞いておりますので、



締めるばかりが能ではないので、予算が 1,800 万ある中で、まだ 900 万しか使ってないということで、どっかで遠慮する部分があると思いますので、そういうことがないように必要な経費は堂々と使わなければ捜査の核心に触れていけない等々、難しい問題もあると思いますので、それはそれでやってほしいと思います。

先ほど、7名の警察官の増員があるとお聞きしたのですが、これは主にどういう配置になるのかが1点と、警視正の方がいらっしゃいますよね。その方は、ここに入っていないので、その人たちは何名いるのかお聞きしたいと思います。

寺井委員長

小休します。(11時47分)

寺井委員長

再開します。(11時47分)

池田警務部長

今回の増員につきましては、サイバー犯罪の取り締まり要員といたしまして、7名の増員をお願いするものでございます。

現在は、インターネット上の違法有害情報につきましては、新たな治安悪化の要因となっております、サイバー犯罪の検挙件数も毎年増加しているという状況でございます、こうした違法有害情報に係る被疑者等を特定するための捜査活動は、相当な業務量を要することから、サイバー犯罪専従の検挙班を設置し捜査体制を強化するという観点から増員されたものでございます。

2点目は、本部長以下8人が、地方警務官、国家公務員となっております。

竹内委員

わかりました。サイバー犯罪というのは、近年、特にふえているわけで、その専従というのは当然大事な部署だと思います。

先ほども説明がありましたが、災害やテロという分野についてもこれから対応していかなければならない分野であると思います。今回も延べ 546 名の方々に行っていただいておりますし、これからも派遣をされると聞いておりますので、いざ、三連動地震が来たとき、あるいは、そのほか、いろんな問題、山間部の大雨とか、雪崩とか、崩壊するときに対応するためにも、ある程度、今の状況では非常に厳しいのではないかと。

徳島県警は全国でも一番少ない人数で頑張っているらしいですね。ですから、増員というものも本当はもっと考えていかなければならない時期に来ているのではないかという気もいたします。

特に私が今、一番心配なのは北朝鮮のことで、前の親分が死んで、その後、若い親分が何をやるかわからないという状況の中で、やはり、警察庁としてはその対応というものを相当考えているのではないかと思います。

そういう中で、朝鮮総連だとか、あるいは、中国からもどんどんふえていくと。そういうことについてのいろんな対応というものが、今後、非常に必要となってくるだろうと思います。

朝総連をどのくらい把握しているのか。あるいは、そういった外国人の数がどのくらいあるのか。今、把握していないのであれば後で結構でございますので、把握している人数をお知らせいただきたい。

オウム真理教も審理がほとんど終わって、その後にまた逮捕者が出ているわけですが、これも徳島県にどれくらい人数がいるのか、ちょっとお知らせいただきたい。

私も今こういう状況の中ですから、テロなど、そんなことはないと思う人もいますが、平和ボケをしている日本、徳島県で、やっぱりこういう問題というのはきちっと押さえておかないと大変なことになる。

そういう意味で、そこの数字を今発表できるのであればしていただきたいし、テロ対策について、あるいは災害について、ことし1年どういう方針で挑んでいくのかということについてお聞きをしたいと思います。

久米川警備部長

今、委員から御質問のございました外国人も含めてでございますけれども、県内の外国人は、私どもが把握しているのは、現在、75カ国で5,157名でございます。

それから、朝総連の実態はどうかということでございますけれども、具体的な内容については、答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

それからオウム真理教の関係でございますが、これにつきましても、県内の実態等については報道機関等でも報道されているところでございますけれども、詳細な内容につきましては答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

竹内委員

詳細は発表できないというのは、詳細はわかっているということでもいいんやね。

久米川警備部長

私どもは必要な情報収集活動を実施しておりますので、私どもで把握しなければならないことは把握しているということでございます。

竹内委員

朝総連の事件というのは起こっておりませんけれども、やっぱり、本国との連絡というのは頻繁にとっておりますし、皆さん方に言うのは、釈迦に説法だと思いますけれども、徳島県からもお金とかいろんな物資を本国に送っていることも事実でありまして、いざ、北朝鮮が爆発したときにどういう状況になるのかというのは、ここ二、三年が私は山ではないかと思っております、大変危険な状況に陥る可能性もある。

そのときに朝総連がどうするのか。東京の小平にある朝総連の本部には、いまだ警察官が入ったことがない。調査にも入ったことがない。治外法権というところですよ。徳島県にも朝総連の本部もそこにございますけれども、そこに本当に警察官が入ったことがあるのか、内部がどうなっているのか、私は非常に心配であります。そういうことも含めて、きちっと押さえているという久米川さんの話を聞いて安心はしておりますけれども、しっかりとこれはこれからの二、三年が一番大変だと思います。

外国人がふえてくるのは、国際交流という面では非常にいいわけですが、やはり、日本人の文化と違う部

分がふえてきて、それと違ったことを堂々とやっているというふうなものには少し違和感を感じますし、この人たちがどんどんふえたらどのようなのかなという恐怖感みたいなものを一瞬覚えるものもございまして、その点は、やはり、しっかりと治安を守っていく警察として、ぜひ頑張ってください。

特にオウム真理教等々についてはしっかりと監視をしていただくということでない、まだまだ何をやるかわからない団体でございますので、ぜひそのことも含めてお願いをして終わりたいと思います。

寺井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時58分)